

第3回茨城県避難所検証委員会 議事要旨

1 日 時

令和5年3月6日（月） 10:30～11:15

2 場 所

県庁6階 災害対策室

3 出席者

伊藤委員長、梅本委員、鈴木委員（WEB出席）、仙田委員、小坪委員、柴田委員、吉川委員、関委員、石内委員、小林委員、吉原委員、大越委員、國府田委員、高桑委員

4 議 題

- (1) 意見の取りまとめ
- (2) その他

5 発言

(1) 意見の取りまとめ

- ・基本モデルの改定案では、避難所と緊急避難場所の定義を明記していただいたが、指定緊急避難場所や指定避難所を定義する上で、「避難」という言葉を使うと混乱するため、例えば、緊急避難場所は、「移動する」とか「逃げ込む」とかいう表現で、指定避難所は「当面生活する場」という表現を使うのはいかがか。
→（事務局）ニュアンスがわかるように、委員並びに委員長と相談し、修正していきたい。
- ・トイレに関する記載について、基本モデルの改定案では、P.30の「女性用トイレの動線は、屋外や暗い場所を通らないようにします。」との文言を削除し、P.11のトイレ対策の項目に、「暗がりにならない場所に設置する」との文言を追記するとのことだが、P.30の文言は、トイレへの動線も暗がりにならないよう注意するというニュアンスだと思う。P.11に追記する文言では、トイレの場所自体が暗がりにならないようにするとの意味であり、トイレまでの動線にも配慮する意味合いが少し薄い気がするので、トイレに至るまでの動線も暗がりにならないに注意するなど、表現の工夫して欲しい。
→（事務局）ご指摘いただいた点について、基本モデルに追記する形で考えていきたい。
- ・避難所の対応については、前回まで色々意見交換したように、様々な状況が考えられ、市町村としては色々苦慮する点がある中で、この度本委員会において、委員の皆様にご意見を伺えたことは大変ありがたく、感謝しているところである。また、その様々な状況が想定されるという部分について、本日の修正案の中でも、柔軟な対応を図ることなどについて、指針に追記いただいたことに感謝する。そういった部分含めて、避難所のレイアウトについては、当市はもちろんのこと、各市町村で備蓄している約2m×2mの2人用パーティションテントを活用して、避難所となる体育館などのスペースを、最大限に活用する例示となっていること、また、感染症対策にも有効に繋がっているという部分については、今回修正案を出していただいた内容で、私は、県の案の通りでよろしいのではないかと考えている。
- ・要配慮者の項目で、避難行動支援者の名簿情報を避難支援等実施者に提供する上での取扱い等を「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」に記載し、適正な情報提供や管理について市町村に働きかけているということだが、やはり災害時に要支援者の情報が分からないというような状態にならないように、各市町村の担当者まで行き届くよう、引き続き、働きかけをお願いしたい。
- ・当市では、先月に中学校区単位の避難所開設訓練を実施し、3人用や2人用のパーティションなども設置した。これまでの本委員会や訓練を通じて、市と地域の人が協力して避難所を開設しないといけないということを学び、市の職員にお任せではなく、地域の人たちにも基本モデルや市で作成している避難所のチェックシートなどを伝えていかないと感じた。

- ・「避難所のレイアウトは柔軟に対応していただきたい」とのことだが、初めて指針を見た市町村の担当者にも意図を理解してもらうために、各市町村へ説明する場を設けるなど市町村へのフォローをお願いしたい。
- （事務局）県では、市町村の防災担当者の方と災害対応の勉強会を定期的を開催しており、勉強会などの場で今回改定する基本モデルや指針について、しっかりと伝えていきたい。

【意見取りまとめ】

- ・事務局から示された改定案は、本日委員の意見を踏まえて委員長と事務局で整理し、修正が若干入るかもしれないが、修正の意図は十分共有されていることから、全体としては了承されたということにする。

（２）その他

- ・（事務局から）改定した基本モデル及び作成指針は、市町村に周知し、各市町村の避難所マニュアルの必要な見直しを行っていただけるよう働きかけるとともに、災害対応勉強会等において、市町村に対し丁寧に説明していきたい考え。
 - ・第２回と第３回の委員会は長寿福祉課と障害福祉課が欠席であった。災害時には高齢者や障害者への対応も非常に大事な部分であり、問題をきちんと捉えているのか疑問に感じる。この２課には少し関心を持っていただきたい。
- （事務局）委員会の結果等は、随時、関係課と情報共有を図っており、今後も関係課と連携しながら、対応していきたい。